表１

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア　車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 （一）　日常的に歩行が困難な者 （二）　日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	 基本調査１－７ 「３．できない」 －
イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 （一）　日常的に起きあがりが困難な者 （二）　日常的に寝返りが困難な者	 基本調査１－４ 「３．できない」 基本調査１－３ 「３．できない」
ウ　床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３．できない」
エ　認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 （一）　意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者